

## 防災啓発情報等に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）とNTTタウンページ株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、津波、土砂災害及びその他の自然災害等に対する防災啓発情報の発信に相互に協力するものとし、県民一人ひとりの防災意識の醸成を図り、もって地域防災力の強化に繋げることを目的として、次のとおり協定を締結する。

### （発信の方法）

第1条 乙は、甲が提供する防災啓発情報等を、次の媒体（以下、「媒体」という。）に掲載して、防災啓発情報等を発信する。

- （1） タウンページ
- （2） 防災啓発情報等を取りまとめた冊子等の紙媒体
- （3） iタウンページ等のWEBサイト

### （手続）

第2条 乙は、甲に対し、防災啓発情報等の提供を無償で求めることができる。この場合、乙は、防災啓発情報等を掲載する媒体の種類、掲載期間、配布範囲等を甲に明示するものとする。

- 2 甲は、乙から前項の要請を受けた場合、その都度、乙と協議の上、防災啓発情報等を乙に提供する。
- 3 乙は、前項により防災啓発情報等の提供を受けた場合は、媒体に掲載するものとし、掲載するにあたっては、乙は、提供を受けた情報を取捨選択、加工、編集等を行うことができるものとする。
- 4 乙は、甲に対し、校正段階において防災啓発情報等が掲載された原稿を提示する。甲は、提示を受けた原稿に対し、防災啓発情報等の趣旨・内容が適切に記載されるために意見を述べることができるものとし、乙は、甲の意見に応えるよう努めるものとする。
- 5 前項の場合において、乙が甲の意見に応えるために媒体の発行又は運営に関して通常のコストを超える費用を費やさなければならないときは、甲及び乙は、協議の上、甲の負担部分を決定する。
- 6 前項の協議が整わない場合、乙は、通常のコストの範囲において、甲から提供を受けた防災啓発情報等を掲載する。

### （発信情報に関する責任）

第3条 防災啓発情報等を発信したことにより第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた場合は、甲及び乙は、これらの解決のために協力し対応するものとする。

- 2 前項にかかわらず、甲は、乙に提供する防災啓発情報等の内容に対し、一切の責任を負う。

### （発信の変更・中止）

第4条 乙は、防災啓発情報等の発信について、相当な事情がある場合は、甲に対して事前通知の上、その全部又は一部を変更または中止することができる。この場合、乙は、甲に対し、いかなる責も負わないものとする。

### （著作権）

第5条 甲が提供する防災啓発情報等を記載した媒体の当該提供部分に係る著作権は甲に帰属することとし、乙が提供を受けた防災啓発情報等を本協定に定める以外の他の媒体に利用す

- る場合は、予めその目的・方法・範囲・期間を明らかにした上で甲の承諾を得るものとする。
- 2 乙が防災啓発情報等に関して作成した記事・画像等の著作権は、乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者、若しくは東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本」という。）、西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」という。）に著作権が帰属することとし、甲が他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・期間を明らかにした上で乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者の承諾を得るものとする。
- 3 前2項に基づき、甲又は乙が、相手方から提供を受けた著作物を利用する場合は、前2項に基づき承諾を受けた目的・方法・範囲・期間を超えて利用することはできない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第6条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利や義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、予め相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、防災啓発情報等以外に、本協定の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を他に漏らしてはならず、本協定の遂行にのみ使用することとする。また、この協定が終了した後も同様とする。

(協定の解約)

第8条 甲又は乙は、本協定の有効期間中であっても、相手方に対して第1条における媒体等の発行1年前までに書面をもって通知することにより、本協定を解約することができる。

(その他)

第9条 甲乙間で、本協定の内容又は解釈に疑義若しくは紛争が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

- 2 タウンページは、日本電信電話株式会社が権利を保有する名称であり、乙が日本電信電話株式会社の子会社であるNTT東日本、NTT西日本の発行委託を受けているものである。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 1月26日

甲 秋田県秋田市山王4丁目1-1  
秋田県総務部 危機管理監

鎌田 雅人

乙 東京都港区虎ノ門3丁目8番8号  
NTTタウンページ株式会社  
東北営業本部 東北営業本部長

堀井 健一